

知的障害者ジョブトレーニング事業 参加者募集！

山梨県は、障害をもつ人の就労を促進するため、知的障害をもつ人を県庁に職場実習生として受け入れる知的障害者ジョブトレーニング事業を実施します。

募集概要

1. 職場実習生の募集人員 5名
2. 職場実習の受け入れ先 山梨県福祉保健部障害福祉課（県庁本館1階）
3. 主な実習内容 職員の事務補助・軽作業等
使用済みコピー用紙へのスタンプ押し作業・シュレッダー屑の回収
文書の宛名シール貼り・封詰め発送の補助 など
4. 職場実習の期間
実習生1人につき、土日・祝祭日を除く20日間とし、実習期間は次のとおりとします。
第1期 5月27日（水）～ 6月23日（火）
第2期 7月1日（水）～ 7月29日（水）
第3期 8月12日（水）～ 9月8日（火）
第4期 9月15日（火）～ 10月16日（金）
第5期 10月21日（水）～ 11月18日（水）
なお、実習時間は午前9時 - 午後4時（正午 午後1時までの食事休憩時間を含む）とします。
5. 職場実習生の要件
職場実習への参加要件は次のとおりとします。
 - (1) 平成21年4月1日現在、満18歳以上で療育手帳の交付を受けていること、又は公的機関で療育手帳保持者と同程度の障害があると判定または診断されている方
 - (2) 障害福祉課まで自分自身で通勤できる方
 - (3) 介助なしに簡単な事務作業に従事できる方
 - (4) 身辺自立に必要な基本的な生活習慣が身につけており、健康で就労する意欲を有している方
 - (5) 保護者等の理解と協力が得られる方
6. 申し込み方法
申込書に必要事項を記載し、療育手帳もしくは診断書等の写しを添付のうえ、5月15日（金）までに、山梨県障害福祉課まで郵送もしくは持参してください。
なお、応募書類の返却はいたしません。

7. 選考試験の実施

職場実習生を決定するため、書類選考による第一次審査、面接及び実技による第二次審査（選考試験）を5月19日（火）に実施する予定です。第二次審査の実施時間・場所等については、第一次審査合格者に県から直接電話連絡します。

なお、職場実習生の選考にあたっては、障害の種別（例：自閉症・ダウン症・発達障害）及び男女比を考慮します。

8. 職場実習生の決定・説明会の実施

第二次審査に合格された方には別途、職場実習生決定通知書をお送りするとともに、職場実習生及び保護者の方等を対象とした説明会を5月25日（月）に行います。

9. 職場実習奨励金の支給

職場実習生に対して、1日当たり2,000円の職場実習奨励金を実習の日数に応じて支給します。なお、自宅から県庁までの通勤にかかる交通費は支給しません。

10. その他・留意事項

- (1) 実習期間中、職場実習生と県との間には、雇用関係その他身分関係は一切生じないものとします。
- (2) 職場実習期間の満了後、県から修了証を交付します。
- (3) 職場実習を円滑に進めるために、支援者（県版障害者ジョブコーチ）がサポートを行います。
- (4) 職場実習中の事故に備え、全ての職場実習生を被保険者とした傷害保険に加入しますが、職場実習生の通勤途上等、県の責によらない事故・災害に対しては、一切の責任を負いません。
- (5) 職場実習の取り組み状況は山梨県ホームページで公開するとともに、平成22年2月に実施予定の、啓発セミナーにおいて、職場実習生・県版障害者ジョブコーチによる取り組み事例の報告を行います。
- (6) 申込書等でお預かりした個人情報については、山梨県個人情報保護条例に基づき、厳重に管理します。

お問い合わせ・申込先

〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 県庁本館1階

山梨県福祉保健部障害福祉課 地域生活支援担当

電話 055-223-1461（直通） FAX 055-223-1464

電子メール shogai-fks@pref.yamanashi.lg.jp

お問い合わせ及び申込書の受付等は平日の午前8時30分から午後5時30分までとします。

申込書類を郵送される場合は、封筒の宛名に「ジョブトレ応募」と朱書きしてください。